

令和5年度五戸町一般会計決算における地方消費税交付金 (社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策に要する経費について

令和元年10月1日より消費税率(国・地方)が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度五戸町一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分)交付決定額

220,858 千円

【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策に
要する経費(事務費や事務職員の人件費は除外しています)

2,572,984 千円

(単位:千円)

区分	事業名	令和4年度 決算額	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
社会福祉	①障がい者福祉の充実	650,533	315,538	165,900	0	3,578	165,517	31,733
	②高齢者福祉の充実	11,190	1,903	343	0	1,352	7,592	1,455
	③子育ての支援	937,167	424,869	206,248	10,000	19,119	276,931	53,094
	④ひとり親家庭などの福祉の充実	11,742	0	5,862	0	82	5,798	1,111
	⑤その他社会福祉の充実	31,740	0	3,000	0	0	28,740	5,510
社会保険	⑥国民健康保険	167,414	20,858	78,360	0	0	68,196	13,075
	⑦後期高齢者医療	297,777	0	56,137	0	0	241,640	46,327
	⑧介護保険	326,789	18,204	9,102	0	0	299,483	57,417
保健衛生	⑨医療・健康づくり	32,354	0	1,017	0	0	31,337	6,008
	⑩予防費	106,278	70,512	1,655	0	7,366	26,745	5,128
合 計		2,572,984	851,884	527,624	10,000	31,497	1,151,979	220,858